

非常通信周波数考

JJ1SXA/池

第70号(23,Mar,2008 発行)で1度「非常通信周波数」という記事を書いています、今回も、非常通信周波数4,630KHzについての考察です。

240各局のほとんどの皆さんは、3アマ以上の資格者で、且つ、一部の局を除き、A1A・4,630KHzが免許されている、この周波数は災害発生時における非常通信周波数であることはご存じの上でしょうが、非常通信周波数だと言う事以外の細部は余り知られていないのでは無いように思うが如何でしょう。

アマチュア局が免許される周波数で、CW(A1A)のみですが、国内での災害発生時における非常通信でアマチュア局がアマチュア以外の業務局や、警察、消防、自衛隊、海上保安庁などと直接交信できるように制定されている政府公認の非常通信用周波数だ。

現在の非常通信周波数4,630KHzが何時指定されたのかを調べたら、1949年に私設無線電信電話規則が改正され、当時、施行されていた無線電信法で無線電信4,200kc(当時はKc表記で現在のKHzに相当)は非常通信に使用するものとされました。

1950年6月に電波法が施行され、無線電信法は廃止されました、1953年「無線電信による通信を行う非常局は、A1電波4,200kcを送り、及び受けることができるものでなければならない。」とされ、その後、1954年非常通信周波数が4,200kcから4,630kcに変更されて現在に至っています。

皆さんご存知の通り、非常通信とは「地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう」と、これは、電波法第52条第4項で定めるところで、第52条の例外規定条項として定められています。

面倒くさい条文の話を出したついでにもう一つ、無線局運用規則第134条には「非常事態が発生したことを知った無線通信局は、なるべく毎時0分過ぎ及び30分過ぎから各10分間、A1A電波4,630KHzによつて聴取しなければならない」となっています。

「4603全国ネット」のメンバーが、毎日、4,630KHzにて朝9時、夜8時及び毎月第一日曜日の朝8時00分より全国的な感度交換訓練ということで訓練通信を行っていました、勿論和文での交信です、「4603全国ネット」の会長JA2OL奥住OMが、2021年8月20日にサイレントキーとなり、その後の状況は、私には不明です。

1995年1月17日の阪神大震災以来、国や地方自治体が防災活動に本腰を入れるようになり、各自治体か阪神大震災の教訓から地域防災計画にハムの参画を要請されるようになり、JARLの各支部でも積極的に参加するべく行動するところがありました。

然し、自治体の防災訓練では、A1A電波のCWを使って防災無線電報の送受をする自治体は全国的にも存在しなくなりました、相手である自衛隊、海上保安庁、警察、消防等の若い通信士は、和文ができないというのも大きな原因だとの事。

そんなわけで、4,630KHzの存在は無意味なものになりましたが、電波法では非常無線通信周波数として生きています、建設省が防災全国ネットを構築した1967年以降は4,630KHzの条文は殆ど死文化となってしまったようで、1994年～2000年位でその使命は終わったようです、今後4,630KHzの出番は先ず無いでしょう。

そこで前に戻るが、遊ばせておくのは勿体無いと言う理由か、「4603全国ネット」が宣伝して居るのが実態のようで、良く言えばバンド防衛のために使っているようなものだが、普通の人が使えない周波数は意味が無く、ただ特権階級の和文ラグチューの場になっているだけとの批判もあります。

私は直接聞いたことはないが、4603全国ネットの訓練通信をワッチした複数の局のコメントから察したことだが、一言で言うと無線局運用規則を守って欲しい、第12条関係の別表第1号の「符号の線及び間隔(一線の長さは、三点に等しい等)」と速度「非常通信等は、原則として、1分間について和文70字、欧文16語をこえてはならない、…送信速度は、受信者が筆記できる程度のものでなければならぬ」となっている、訓練と言えば訓練だが、大ベテラン達がそんなことはお構いなし、単に和文QSOを楽しんでいるだけのようだ、バグキーの崩した符号や、やたら早い高速通信では無く、非常通信訓練だからこそ、運用規則に則るべきで無いかと思う、前会長がサイレントキーになった、4603全国ネットは、今後どのような活動をするのか、興味を持って見守りたい。

できれば、役目を終わった4603をラグチューで楽しむのではなく、後輩たちに、和文の教育の場にしてもらえば、ベターかと思う、その場合は、前記のように運用規則に則った正しい符号を広めてもらいたいと思うのは欲張った考えか？

紙面が余ったので、蛇足。

4630KHz他のアマチュア無線非常通信周波数はJARLバンドプランに定めがある。

HFの、3,535kHz、7,050kHz、14,300kHz、18,160kHz、21,360kHz、28.20MHzの以上がモードはSSBとCW。

VHFの、50.10MHz、144.10MHz、430.10MHz1294.00MHzの以上もモードはSSBとCW。

後、VUになるが、51.50MHz、145.50MHz、433.50MHzはFMで、呼出周波数と非常通信周波数が兼用の51.00MHz、145.00MHz、433.00MHz、1295.00MHzもFMだ。

他に、デジタル呼出周波数・非常通信周波数として、51.30MHz、145.30MHz、433.30MHzがD-STAR(DV)/C4FMと定められている。

この非常通信周波数を知り、災害時に非常通信を行っている局にQRM等を与えて邪魔をしないことが肝要、実際にそんな局もいるようだ。

(2023年2月記)